

市場デリバティブ取引に係るご注意

インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社

- 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。
- 本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注) ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

外国債券先物・オプション取引の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定により、媒介業者としてインタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社がお渡しするものです。)

外国債券先物・オプション取引につきましては、以下を御覧下さい。この書面には、海外市場での外国債券先物・オプション取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 先物取引とは、ある対象商品を、将来のあらかじめ定められた期日に、現時点で定めた約定価格に基づき売買することを契約する取引です。ただし、期日まで待たずに、反対売買（買い方の場合は転売、売り方の場合は買戻し）を行うことで、契約を解消することも可能です。
- 先物オプション取引とは、権利行使対象となる先物を、将来のあらかじめ定められた期日までに、その時の市場動向に関係なくあらかじめ定められた特定の価格で買う権利又は売る権利を売買する取引です。ただし、期日まで待たずに、転売又は買戻しを行うことも可能です。
- 外国債券先物取引は、抽象的な金融商品（標準物）を対象商品としたものであるため、期日までに反対売買によって決済されなかった場合には、その建玉はすべて交換比率（コンバージョンファクター）に応じて、受渡適格銘柄の現渡し・現引きによって決済が行われます。
- 外国債券先物オプション取引は、外国債券先物を対象商品としたものであり、期日までに権利行使が行われた場合には、権利行使価格において、対象となる先物取引が成立します。

外国債券先物取引及び外国債券先物オプション取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失が発生する可能性を合わせもつ取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、御自身の資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

手数料など諸費用について

手数料や証拠金などの諸費用につきましては、「お取引にかかる諸費用等に関する契約締結前書面」を御覧下さい。

証拠金について

外国債券先物・オプション取引を行うにあたって必要な保証金等につきましては、以下のウェブサイトでご確認ください。

(http://www.interactivebrokers.com/en/pagemap/pagemap_fees.php)

外国債券先物取引のリスクについて

外国債券先物の価格は、金利の変動の影響等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。また、外国債券先物取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては大きな損失が発生する可能性を有しています。したがって、外国債券先物取引の開始に当たっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- 市場価格が予想とは反対の方向に変化したときには、短期間のうちに証拠金の大部分又はすべてを失うこともあります。また、その損失は証拠金の額だけに限定されません。
- 外国債券先物取引の相場の変動や代用有価証券の値下がりにより不足額が発生したときは、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要となります。
- 所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉の一部又は全部を強制的に決済されることもあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても、お客様ご自身が責任を負うこととなります。
- 海外金融商品取引所は、取引に異常が生じた場合又はそのおそれがある場合や、金融商品取引清算機関の決済リスク管理の観点から必要と認められる場合には、証拠金額の引上げや証拠金の有価証券による代用の制限等の規制措置を取ることがあります。そのため、証拠金の追加差入れ又は追加預託や代用有価証券と現金の差換え等が必要となる場合があります。
- 市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないこともあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。
- 市場の状況によっては、海外金融商品取引所が制限値幅を拡大することがあります。その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。

外国債券先物オプション取引のリスクについて

外国債券先物オプションの価格は、金利の変動の影響等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。なお、オプションを行使できる期間には制限がありますので留意が必要です。また、外国債券先物オプションは、市場価格が権利行使対象となる外国債券先物の価格に応じて変化しますので、その変動率は外国債券先物価格に比べて大きくなる傾向があり、場合によっては大きな損失が発生する可能性を有しています。したがって、外国債券先物オプション取引の開始に当たっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- 市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないこともあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。
- 市場の状況によっては、海外金融商品取引所が制限値幅を拡大することがあります。その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。

<外国債券先物オプションの買方特有のリスク>

- 外国債券先物オプションは期限商品であり、買方が期日までに権利行使又は転売を行わない場合には、権利は消滅します。この場合、買方は投資資金の全額を失うこととなります。

<外国債券先物オプションの売方特有のリスク>

- 売方は、証拠金を上回る多額の取引を行うこととなり、市場価格が予想とは反対の方向の変化したときの損失が限定されていません。
- 売方は、外国債券先物オプション取引が成立したときは、証拠金を差し入れ又は預託しなければなりません。その後、相場の変動により不足額が発生した場合には、証拠金の追加差し入れ又は追加預託が必要となります。
- 所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で売建玉の一部又は全部を強制的に決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についてもお客様ご自身が責任を負うこととなります。
- 所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で売建玉の一部又は全部を強制的に決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についてもお客様ご自身が責任を負うこととなります。
- 海外金融商品取引所は、取引に異常が生じた場合又はそのおそれがある場合や、金融商品取引清算機関の決済リスク管理の観点から必要と認められる場合には、証拠金額の引上げや証拠金の有価証券による代用の制限等の規制措置を取ることがあります。そのため、証拠金の追加差し入れ又は追加預託や代用有価証券と現金の差換え等が必要となる場合があります。
- 売方は、権利行使の割当てを受けたときには、必ずこれに応じなければなりません。

外国債券先物・オプション取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。

- ・ 外国債券先物・オプション取引に関しては、金融商品取引法第37条の6（書面による解除）の規定の適用はありません。

外国債券先物取引及び債券先物オプション取引の仕組みについて

外国債券先物取引及び債券先物オプション取引は、各海外金融商品取引所が定める規則に従って行います。詳細は、各金融商品取引所のウェブサイトをご覧ください。

1. 外国債券先物取引の仕組みについて

○ 取引の方法

(1) 対象銘柄

取引対象は、各海外金融商品取引所が設定した標準物となります。

(2) 受渡適格銘柄

受渡適格銘柄は、各海外金融商品取引所による異なります。詳細は、各海外金融商品取引所のウェブサイトをご覧ください。

(3) 取引の期限

取引の期限は、各海外金融商品取引所による異なります。詳細は、各海外金融商品取引所のウェブサイトをご覧ください。

(4) イブニング・セッション

外国債券先物取引では、イブニング・セッションが設けられている取引所があり、日中取引終了後の取引が可能となっています。詳細は、各海外金融商品取引所のウェブサイトをご覧ください。

(5) 限月間スプレッド取引

外国債券先物取引では、二つの限月取引のうち一方の限月取引の売付けと他方の限月の買付けを同時に行う取引（限月間スプレッド取引）ができます。

(6) 制限値幅

相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないように、基準値段（原則として、前取引日の清算値段又は最終約定スプレッド値段。以下同じ。）から、一定の制限値幅（1取引日に変動し得る値幅）を設けています。海外金融商品取引所は必要に応じて呼値の制限値幅を変更することがあります。

(7) 取引規制

海外金融商品取引所が取引に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置が取られることがあります。

(ア) 制限値幅の縮小

(イ) 証拠金の差入日時又は預託日時の繰上げ

(ウ) 証拠金の引上げ

(エ) 証拠金の有価証券による代用の制限

- (オ) 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ
- (カ) 外国債券先物取引の制限又は禁止
- (キ) 建玉制限

○ 決済の方法

転売又は買戻しによる決済（反対売買による決済）

債券先物取引について、買建玉（又は売建玉）を保有する投資者は、取引最終日までに転売（又は買戻し）を行い、買建玉（又は売建玉）価格と転売（又は買戻し）価格との差額を授受することにより決済することができます。

2. 外国債券先物オプション取引の仕組みについて

○ 取引の方法

(1) 取引の対象

取引の対象は、次の2種類とします。

- a. 外国債券先物プットオプション
- b. 外国債券先物コールオプション

(2) 取引の期限

取引の期限は、各海外金融商品取引所による異なります。詳細は、各海外金融商品取引所のウェブサイトをご覧ください。

(3) イブニング・セッション

外国債券先物オプション取引では、イブニング・セッションが設けられている取引所があり、日中取引終了後の取引が可能となっています。イブニング・セッション中に行った取引に係る証拠金の差入れ又は預託などは、翌日の日中取引分と併せて取引日ごとに行います。

(4) 制限値幅

相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないように、基準値段（原則として、前取引日の清算値段）から一定の制限値幅（1取引日に変動し得る値幅）を設けています。海外金融商品取引所は必要に応じて呼値の制限値幅を変更することがあります。

(5) 取引規制

海外金融商品取引所は取引に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置がとられることがあります。

- a. 制限値幅の縮小
- b. 証拠金の差入日時又は預託日時の繰上げ
- c. 証拠金額の引上げ
- d. 証拠金の有価証券による代用の制限

- e. 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ
- f. 取引代金の決済日前における預託の受入れ
- g. 債券先物オプション取引の制限又は禁止
- h. 建玉制限

○ 権利行使

(1) 権利行使期間

外国債券先物オプション取引の権利行使期間は、各海外金融商品取引所による異なります。詳細は、各海外金融商品取引所のウェブサイトをご覧ください。

(2) 権利行使の指示

買方顧客が権利行使を行う場合には、権利行使を行う日の各海外金融商品取引所が定める時限までに海外金融商品取引業者又は海外金融機関に対して権利行使を指示しなければなりません。

(3) 権利行使の割当て

清算機関は、海外金融商品取引業者又は海外金融機関からの権利行使の申告があれば、当該銘柄の売建玉を保有する金融商品取引業者又は金融機関へ割当てを行い、割当数量を金融商品取引業者又は金融機関の自己分と顧客の委託分とに区分して通知します。顧客の委託分への割当ての通知を受けた海外金融商品取引業者又は海外金融機関は、所定の方法により、顧客に割り当てます。

○ 決済の方法

転売又は買戻しによる決済（反対売買による決済）

債券先物オプション取引について、買建玉（又は売建玉）を保有する投資者は、取引最終日までに転売（又は買戻し）することにより決済することができます。

この場合、買建玉を保有する投資者（買方）は、売却代金を受け取り、売建玉を保有する投資者（売方）は、買付代金を支払うこととなります。

外国債券先物・オプション取引に係る金融商品取引契約の概要

外国債券先物・オプション取引については、以下によります。

- 海外市場における外国債券先物・オプション取引については、インタラクティブ・ブローカーズLLCにて行われます。
- インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社は、海外市場における外国債券先物・オプション取引の媒介を行います。

金融商品取引契約に関する租税の概要

- 個人のお客様に対する課税は、外国債券先物取引に係る差金等決済から生じた利益は、雑所得として課税されます。
- 法人のお客様は、法人税にかかる所得の計算上、課税方法が異なる場合がございますので、詳細に関しては税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

インタラクティブ・ブローカーズ LLC、インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社、及び関連会社の役職員は、税務に関する助言を提供する権限を与えられておりません。

金融商品取引契約に関する租税につきましては、税理士等の専門家にお問合せ下さい。

当社の概要

商号等	インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 187 号
本店所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町三丁目 2 番 10 号 鉄鋼会館 4 階
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	1,150,520 千円
主な事業	金融商品取引業(第一種金融商品取引業)
設立年月	平成 18 年 8 月
電話番号	03-4588-9700 (顧客管理部)

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容:

当社は上記加入協会から苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(連絡先:0120-64-5005)を利用することにより金融商品取引業等業務関連の苦情及び紛争の解決を図ります。